

2月広報事項①

【件名】

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

【内容】

2月は、23区内の固定資産税・都市計画税第4期分の納期です。6月にお送りした納付書により、2月28日（月）までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)までお問い合わせください。（土日・休日、年末年始を除く平日午前9時から午後5時まで）

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納税できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納税できますので、ぜひご利用ください。

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

スマホアプリ



クレジットカード

インターネットの専用サイトから納税が出来ます。



インターネットバンキング
モバイルバンキング
ATM

ペイジーにて納税ができます。



口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、2月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分からの口座振替が可能です。



コンビニ



窓口

金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により1年間納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

＜課税について＞ 所管都税事務所の固定資産税班又は支庁

＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



2月広報事項②

【件名】

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

【内容】

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください）。

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください）。

<寄附金税額控除の対象となる寄附金>

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置において、寄附金とみなされたものを含みます。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

2月広報事項③

【件名】

令和4年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

【内容】

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割の減免を受けることができます。なお、減免額には上限が設定されています。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和4年5月31日（火）まで、令和4年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。

なお、自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録（取得）の日から1ヶ月以内です。申請により自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免を受けることができます。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日午前9時から午後5時 ※土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く）へお問い合わせください。

令和4年度定期課税分

自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により減免を受けることができます。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和4年5月31日（火）まで、令和4年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

<ご注意>

- ・自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録（取得）の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
- ・減免額には上限が設定されています。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く）



主税局HP

2月広報事項④

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

● 法人事業税・個人事業税の減免 ●

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） * 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） * 照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） * 小型ボイラー設備（小型ボイラー類） * 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※ 減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆ 詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

2月広報事項⑤

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しました。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。



東京都主税局ホームページ



東京都主税局 HP

●電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

●国税(法人税・消費税等)の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

2月広報事項⑥

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和3年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

・申告書
・別表等

・納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

令和3年10月から

・申告書
・別表等

・納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。
- 法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降送付分から事前送付物を変更しています。



主税局 HP (法人二税チラシ)



主税局 HP (事業所税)



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班

（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

2月広報事項⑦

【件名】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税が全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋が耐用年数の3分の2を超過している老朽建築物であること
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること
(ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。)
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年3月31日までであること
- ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋が滅失した日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること
- ⑨ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

(※) 該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と税額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

【申請期限】

新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



主税局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

2月広報事項⑧

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3か月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

【掲載例2】

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
—都税にはいりての告知所を—
区にある都税事務所へお問い合わせください。

2月広報事項⑨

【件名】

e L T A X 電子納税が大変便利です

【内容】

地方税共通納税システムでのe L T A X 電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納税に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。さらに、全国の自治体に一括で納税することが可能です。

また、令和3年10月から都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割の納入が可能となりました。

詳細はe L T A X ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続ができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



2月広報事項⑩

【件名】

期間入札による公売（不動産等）のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、2月3日（木）から2月10日（木）までの間、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉をご覧ください。

(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/index.html>)

また、電話でのお問い合わせも受け付けています。

- ・主税局徴収部実施分：主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)
- ・都税事務所実施分：主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 (03-5388-3024)
- ・区市町村実施分：主税局徴収部個人都民税対策課 (03-5388-3039)

期間入札による公売（不動産等）のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

入札期間	令和4年2月3日(木)～令和4年2月10日(木)
公売物件	東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉、または都庁第一本庁舎23階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開札期日	令和4年2月15日(火) 午前10時から
開札場所	各公売担当部署において開札を行います。
実施機関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問い合わせ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内>https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

2月広報事項⑪

【件名】

点字で課税の内容をお知らせします

【内容】

東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金は、固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割です。お知らせする内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先です。

ご希望の方は、東京都主税局相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。令和4年2月28日（月）までにご連絡をいただいた方には、令和4年度分から点字のお知らせを同封します。

なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申 込 方 法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申 込 期 限	令和4年2月28日（月）までにお申込みをいただいた方には、令和4年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

2月広報事項⑫

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

【内容】

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納税できます。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取るにより納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

利用できるアプリ （令和4年2月1日時点）



注意事項

- 領収証書は発行されません。**
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- 納付手続完了後に、**納付を取り消すことはできません。**
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※Pay Bとモバイルレジについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



2月広報事項⑬

【件名】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長しました。

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充・延長について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長しました。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となりました。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	<ul style="list-style-type: none">○取得価額が120万円以上であること○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	<ul style="list-style-type: none">○取得価額が120万円以上であること○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること○販売開始日が14年以内であること○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること

期間
適用

令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都(23区)は特例割合ゼロです。

方法
申告

東京都主税局HPをご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ 生産性革命

検索



【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

2月広報事項⑭

【件名】

来所せずにお手続きができます

【内容】

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

証明書の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP